

歴史を生かしたまちづくりビジョン の策定について

令和4年10月31日
横浜市都市美対策審議会

1

これまでの歴史を生かしたまちづくり

歴史資産の保全活用

・これまで主に

◆近代建築

◆西洋館

◆古民家、社寺

◆土木産業遺構

を対象に、「歴史を生かしたまちづくり要綱」の運用と文化財部局との連携を通じて保全活用を実施

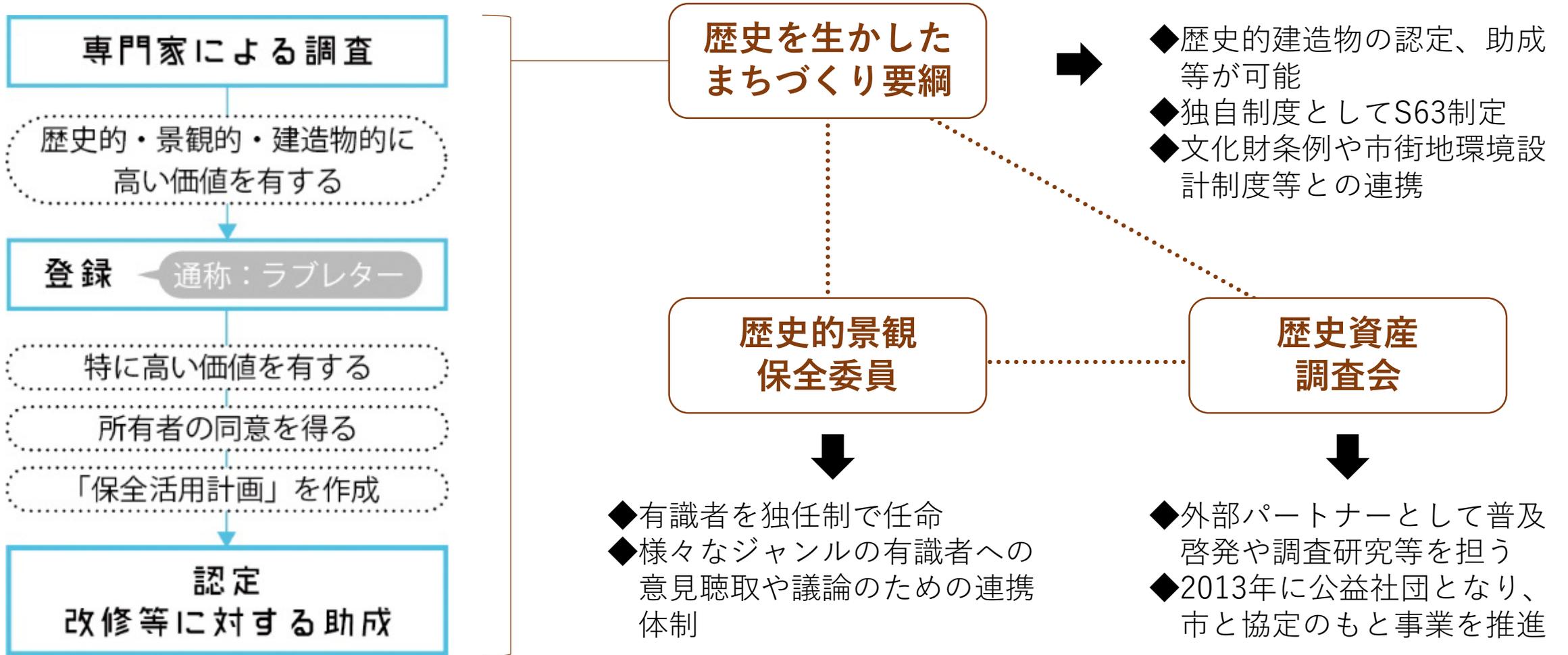
・歴史的・建造物的・景観的価値を評価し、助成と併せて柔軟に保全活用の在り方を提示

・場合に応じて、市街地環境設計制度や公園制度等と連携



これまでの歴史を生かしたまちづくり

歴史を生かしたまちづくりの基本的な体制



歴史資産に関する調査

歴史的景観保全委員、歴史資産調査会等と連携し歴史資産に関する調査を継続的に実施

◆市内の歴史的建造物を総合的に掲載する「歴史的建造物台帳」の継続更新
R2 調査時：1,053件掲載

◆個別の建造物の詳細調査、保全活用計画策定

など

令和2年度 歴史的建造物台帳登録調査業務委託
報告書

令和3年3月

横浜市都市整備局都市デザイン室
公益社団法人横浜歴史資産調査会

▲ 歴史的建造物台帳（報告書）



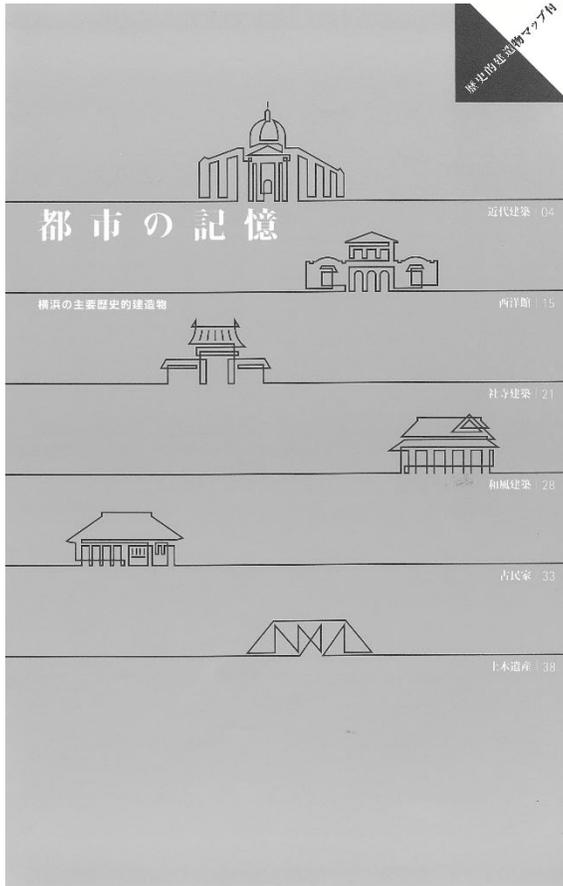
▲ 港町 | 横浜の都市形成史（昭和56年度発行）



これまでの歴史を生かしたまちづくり

歴史文化の広報普及

市民の理解の促進のため、継続的に広報普及活動を実施



これまでの歴史を生かしたまちづくり

2

本ビジョンの位置づけ・目的

これまでの歴史を生かしたまちづくりに関する方針等



「歴史を生かしたまちづくり」基本構想（昭和59年度）

都市開発の圧力による歴史資産の滅失加速を受け、歴史的建造物の
悉皆調査を経て策定。

- ①**価値の共有**や**市民理解の深度化**
- ②**幅広い「保存」**を許容する施策
- ③**まちづくりの中での活用**
- ④**他制度や事業との連動**・総合的制度の立案
の4つの基本方針を制定



旧川崎銀行横浜支店（旧日本火災横浜ビル）の保全調整を経て

- 歴史を生かしたまちづくり要綱**
- 歴史的景観保全委員**
- 歴史的資産調査会**

を昭和63年に同時に立ち上げ「歴史を生かしたまちづくり」を開始



本ビジョンの位置づけ・目的

これまでの歴史を生かしたまちづくりに関する方針等

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について

平成25年11月
横浜市

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（平成25年度）

- ◆維持管理コストの高騰、技術者の減少や**認定解除案件**が出てくる
- ◆これらの課題から、時に応じたアクションプランの必要性が高まる
- ◆**歴史を生かしたまちづくりの25周年**であったH25年度に制定

3つの基本施策を定める

基本施策①保全活用の支援などの制度拡充の推進

基本施策②市民とともに守り、活かす取り組みの推進

基本施策③歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくりの推進

- ◆**特定景観形成歴史的建造物**制度の創設（建築基準法適用除外）
→これまで2件の茅葺古民家の保全が可能となった
- ◆**山手地区の景観計画**との連携
といった成果が挙がるが、未達成事項も存在

本ビジョンの策定目的

- ・平成25年度の「『歴史を生かしたまちづくり』の推進について」策定から10年が経過し時代・社会の状況が変化したことから、方針を見直し、それに基づき具体的なアクションを示すことが必要
- ・歴史を生かしたまちづくりの理念と方針について、市民や団体等と共有し、分野を超えた協力体制を作りながら事業を推進することが必要



新たに「歴史を生かしたまちづくりビジョン」を策定



本ビジョンの位置づけ

以下の3つの計画等を並行して策定検討中

文化財保存活用地域計画



歴史文化に関する総合計画
根拠法：文化財保護法
目的：市の政策のとりまとめと進捗管理及び推進

歴史を生かしたまちづくりビジョン



歴史を生かしたまちづくりの方針及びアクションプラン
根拠法：なし
目的：歴史を生かしたまちづくりの在り方及び施策に関する方針、今後のアクションプランの提示

歴史的風致維持向上計画



歴史的建造物への国庫補助等を目的に特化し策定
根拠法：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
目的：歴史的建造物の税制優遇（相続税負担）、民間所有の建造物への補助、事業への国費導入

3

課題・方針及び検討の方向性（案）

理念：横浜の歴史資産を都市の記憶として継承し、まちの魅力として共有する

- 方針 ① … 歴史資産の保全継承に向けた動的な支援を行う
- 方針 ② … 歴史資産の活用を積極的に支援し、魅力づくりを推進する
- 方針 ③ … 歴史資産の魅力を伝え、市民協働で守る
- 方針 ④ … 歴史資産に関する継続的な調査・研究及び情報発信を行う
- 方針 ⑤ … 組織間連携の強化と多様な主体との連携体制をつくる

アクション



税制優遇措置及び国費の導入を目的とした歴史的風致維持向上計画の策定

社会資本整備総合交付金

<p>①街なみ環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援 ○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復元も補助対象 	<p>②都市公園事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援 ○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復元したもので歴史上価値が高いものも補助対象 	<p>③都市再生整備計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援 ○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象
<p>④景観改善推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援 ○景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援 	<p>⑤歴史的観光資源高質化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却が補助対象 <p>⑥Living History(生きた歴史体験プログラム)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援 ○補助率5%加算 	

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

歴史的風致維持向上計画を策定し重点区域を位置づけすることで、**区域内の建造物・事業に対する国庫補助**を受けることが可能

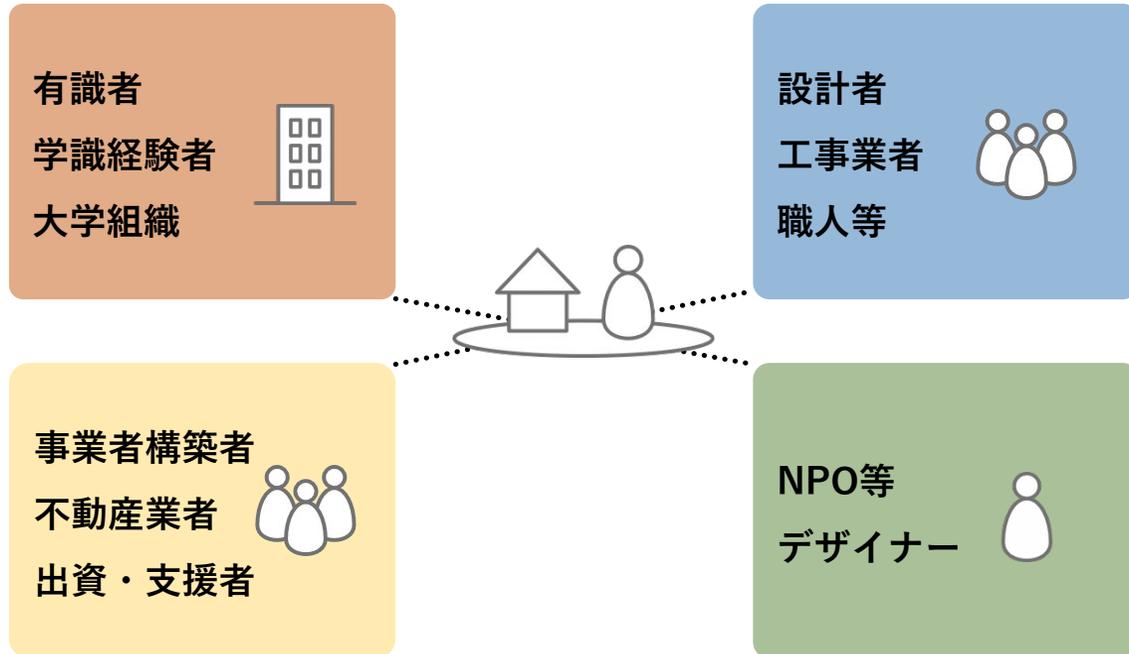
特に、区域内において「歴史的風致形成建造物」に指定すると、

- ・ **相続税の評価額30%控除**
- ・ **修理、復元等に対する国庫補助**を受けることができる

アクション



連携体制の明示のためのパートナーシップ制度の検討



・ 歴史を生かしたまちづくりの推進には市と所有者に加え、**様々な領域の有識者、事業者、団体等との連携**が必要

・ 一方、建造物所有者は修繕や活用、広報等を行う際、まず何を考え誰に相談すべきか分かりづらい課題がある

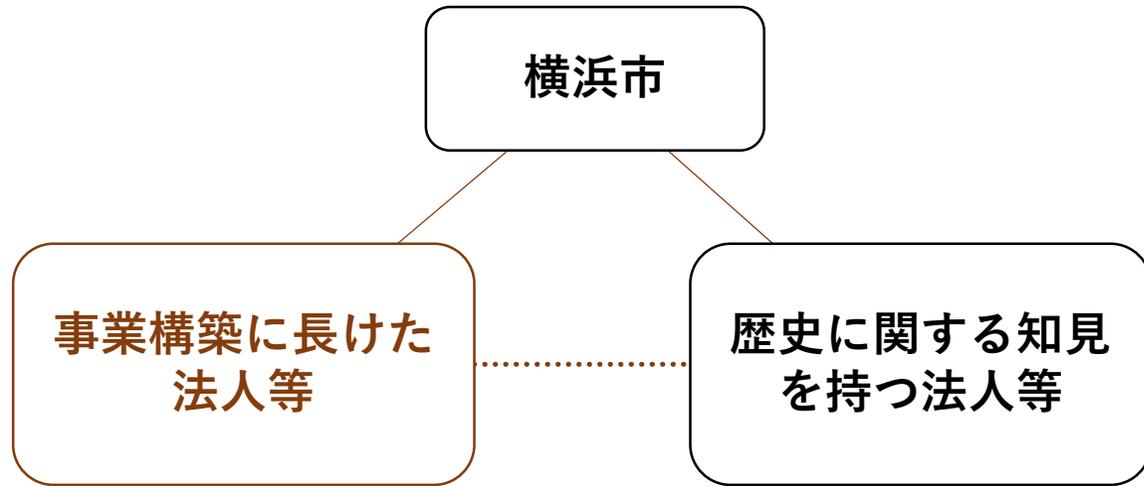
→ 歴史を生かしたまちづくりの**活動に協力・参加してくれる関係者との緩やかな連携体制を作り、可視化**していくパートナーシップ制度を創設



アクション



歴史的建造物の資産活用モデルの構築、事業構築支援



- ◆資金調達・支援
- ◆活用事業者等とのマッチング
- ◆資金・建築計画の策定支援

- ◆相談窓口の運営
- ◆歴史的価値等に関する助言

・既存建造物のストックとしての活用事業構築に長けた法人等とコンソーシアムを組むことで、建造物の利活用支援を拡充

・公益的な団体としていくことで、歴史的建造物のトラスト的な受け皿としての位置づけを強化

・持続可能な事業手法の検討（クラウドファンディング、ふるさと納税制度等の活用・拡充）



4

今後のスケジュール（案）

令和4年度：素案の作成

- 10/31 都市美対策審議会親会（報告）
- ～12月 有識者へのヒアリング
- 12月 歴史的景観保全委員連絡調整会議
（意見聴取）
- ～3月 素案の作成
- 3月 都市美対策審議会親会（報告）
- 3月末 素案の確定

令和5年度：本編・概要版の策定、公表

上半期：本編・概要版の案作成

- 6月 歴史的景観保全委員連絡調整会議
（意見聴取）
- 8月 都市美対策審議会親会

下半期：市民意見募集・手続き

- 2月 都市美対策審議会親会
- 3月末 ビジョンの策定、公表